

締約国に関する情報 CU	キューバ 一般情報	附属書 B 1 CU
国内官庁の名称	Cuban Industrial Property Office (キューバ産業財産庁)	
所在地	Calle Picota No. 15 entre Luz y Acosta, La Habana Vieja, La Habana 10100, Cuba	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(537) 862 43 79, 862 43 95, 866 05 57, 866 05 59	
電子メール	ocpi@ocpi.cu	
インターネット	http://www.ocpi.cu	
ファクシミリ装置	(537) 866 56 10	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)2)	出願人がWIPO DASから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある ²	
キューバの国民及び居住者のための管轄受理官庁	キューバ産業財産庁又はWIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
キューバが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	キューバ産業財産庁(国内段階参照)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 2024年1月1日以降に国内官庁に行われた出願について。

CU	キューバ (続き)	CU
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するキューバの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
キューバが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
キューバが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすように出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	